

事務所通信

2016年5月号 No.131



(こいのぼり)

CONTENTS

- | | | | |
|----------------------|----|-------------------|----|
| ● 所長コメント | | ● マグニチュードと震度の違いは？ | P4 |
| ● 経営者が絶対してはならない5つの事② | P1 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 平成28年度税制改正 | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| ● 労働保険Q&A | P3 | ● 休日カレンダー 職員雑記 | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

経営者が絶対してはならない5つの事！ その2

第四条 儲け話に乗らないこと

不況こそ詐欺師の出番です。色々な儲け話が跋扈しています。まず第一に儲け話は人に言わないという原則です。第二に、なぜ自分のところにそんな話が来たかを考えることです。資金繰りが苦しい会社ほど、街金や手形割引屋からのファックスや電話、メールが来るものです。「不況の時にはうまい話はない」を肝に銘じ、紹介以外の仕事は受けないようにしましょう。前金や現金販売以外は、取引をしないことです。

第五条 安売りはしないこと

利益は売上－原価－経費です。売上を下げることは利益を下げることです。利益とは経営者、社員の創造力の総和です。安売りは自分を安売りしていることになります。安売りをしなければ売上が下がるなら、まずやるべきことは、売上が減少していることの原因分析、特に同業他社の儲かっている会社の徹底調査です。

飲食業では、大震災後も大手外食チェーン店では、前期よりも既存店の売上が好調であり、小売業でも「ユニクロ」等々儲かっているそうです。それらを徹底的に学び、検証し、自社に真似でもいいから取り入れるべきなのです。人の話を聞こうとしない、反論ばかりする経営者、自社は違うと言い訳ばかりする経営者、新しいことに挑戦しない経営者、社員等々は最初から負け組となる定めなのです。

不況は、会社の弱いところ、ムリ・ムダ・ムラがないか、不必要な役員や社員はいないか、商品力やサービス・品質に問題がないか、等々の経営課題をあぶり出してくれる機会を提供してもらっているんだというぐらいの気持ちが必要ではないでしょうか。

平成28年度税制改正

平成28年度の税制改正について引き続き、一部ご紹介いたします。

■ 通勤手当の非課税限度額の引上げ

通勤手当または通勤用定期乗車券の非課税限度額の最高限度額が月100千円から月150千円に引上げられます。

適用開始時期：平成28年1月1日以後に受けるべき通勤手当より

■ 国税のクレジットカード納付制度の創設

現在、振替納税やダイレクト納付の制度があり、銀行口座振替による納税はできましたが、クレジットカードによる納付が可能となる制度が創設されます。

適用開始時期：平成29年1月4日以後の納付より

■ 高額資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の不適用

多額の課税売上高を有する課税期間に事業者免税点制度や簡易課税制度を適用し、本来、国に納付されるべき多額の消費税額が国に納付されていないという事態を防止するため、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に国内における「高額資産」(※1)の課税仕入れ等を行った場合、その「高額資産」の仕入れ等の日の属する課税期間からその課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間において「事業者免税点制度」及び「簡易課税制度」は適用できなくなります。

※1「高額資産」 一単位につき、支払対価の額が税抜1,000万円以上の棚卸資産又は調整固定資産

適用開始時期：平成28年4月1日以後に「高額資産」の仕入れ等を行った場合について適用

■ セルフメディケーション促進のためのスイッチOTC薬控除の創設

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、スイッチOTC医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品)を年間12千円以上 購入した場合、その費用から12千円を差し引いた金額(上限88千円)が所得控除の対象となります。ただし、現行の医療費控除との併用はできないため、医療費控除とどちらかを選択適用することになります。

適用開始時期：平成29年1月1日より



< 原 >

労働保険Q&A

Q 新たに社員を雇い入れる際に、就業規則だけを交付していましたが、このやり方でいいのでしょうか？

A 労働基準法では、雇い入れの際には、始業・終業時刻、休憩、休日、賃金の決定方法、計算・支払いの方法、退職に関する事項等、一般的に就業規則で定められている事項のほか、労働契約の期間、就労場所、従事する業務などの人ごとに条件が異なり、就業規則に記載されていないことが一般的である事項も、事業主が書面により労働者に明示することが義務付けられています。

Q 毎週2日だけ勤務してもらっているパートタイマーさんから年次有給休暇を取りたい、との申し出がありました。与えなければならないのでしょうか？

A 職名などは問わず、雇い入れ後6か月継続勤務し、その間に所定労働日の8割以上出勤していれば、年次有給休暇は発生します。その後も1年経過ごとに1日又は2日ずつ休暇日数が増えていくこととなります(上限は20日)。

また、出勤日数が少ない場合も、その所定出勤日数に応じて付与することとなっていますので、その方が条件を満たしていれば、少なくとも、請求する権利が発生している日数の範囲で付与しなければいけないことになります。

Q 支払い賃金が最低賃金額以上かどうかを確認する方法は？

A (1) 時間給の場合

時間給 \geq 731円 (新潟県最低賃金額 ※平成27年10月3日から)

(2) 日給の場合

日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 731円

(3) 上記(1)、(2)以外(週給・月給等)の場合

次の計算方法で賃金額を時間当たりの金額に換算し、731円と比較します。

$$\frac{\text{月給額} \times 12 \text{か月}}{\text{年間総所定労働時間}} \geq 731 \text{円}$$

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。

実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

新潟労働局HPより

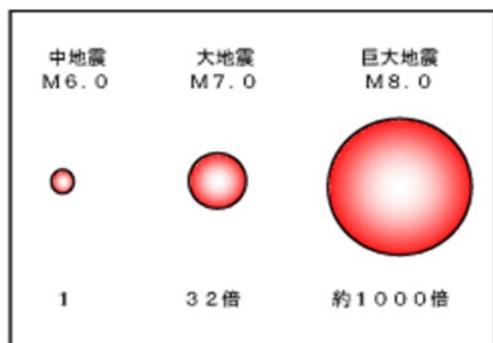
< 丸 田 >

マグニチュードと震度の違いは？

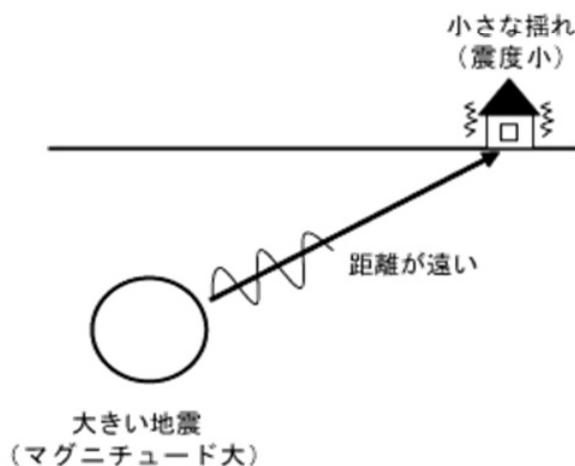
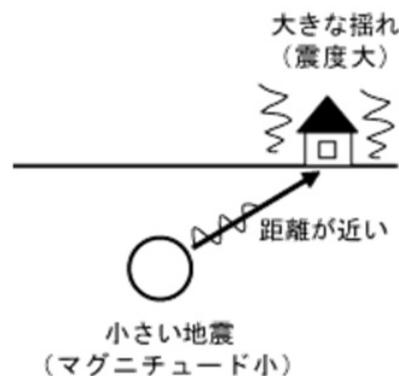
「マグニチュード」は、地震そのものの大きさ（規模）エネルギーの強さです。

一方「震度」とは、地震が起きたときのわたしたちが生活している場所での揺れの大きさを表し、日本では気象庁が10階級（0、1、2、3、4、5弱、5強、6弱、6強、7）に分けたものが使われています。

マグニチュードと震度の関係は、例えば、マグニチュードの小さい地震でも、震源からの距離が近いと地面は大きく揺れ、「震度」は大きくなります。また、マグニチュードの大きい地震でも震源からの距離が遠いと地面はあまり揺れなく、「震度」は小さくなります。



※マグニチュードが1違うと地震エネルギーは約32倍



広島の前爆を地震のエネルギーに換算すると、マグニチュード6.1だと言われてます。阪神淡路大震災はマグニチュード7.3ですから、**原爆の32倍以上**のエネルギーです。

東日本大震災はマグニチュード9.0でした。4月16日熊本地方の地震は、マグニチュード7.6で最大震度は7です。

(参考：気象庁HP)

永年勤続者表彰記念品

Q 当社はこの度、10年勤続した従業員に対し、永年勤続者表彰として記念品を支給しようと考えています。次の(1)から(3)の方法で支給した場合、給与所得として源泉所得税の課税対象となりますか。

- (1) 一定金額の範囲内で自由に品物を選択させ、その希望の品物を購入し記念品として支給する。
- (2) カタログギフトの中から自分の好みの商品を選択できる商品引換えクーポンを渡す。
- (3) 一定金額の旅行券を支給する。(ただし、1年以内に使用することとする。)

A (1) および(2)については、いずれも記念品とする品物を自由に選択できるようですので、使用者から支給された金銭でその品物を購入した場合と同様の効果をもたらすものと認められ、金額の多少にかかわらず、その品物の価額を給与として課税することになります。

(3)については、一般的な旅行券は有効期限もなく、所定の手数料を支払えば換金が自由であり、実質的に金銭を支給したものと同様であることから、原則としてその旅行券の券面額が給与として課税されることとなります。ご質問の場合には、その従業員の職務の内容、給与の額等からみて、その旅行券の金額が社会通念上相当であるかの判断が必要となりますが、その旅行券を交付してから相当な期間内(おおむね1年程度の間)に旅行し、旅行の事実を確認する書類(休暇の使用の有無、宿泊施設の領収証等旅行に使用したことを証する書類)の提出を受けるなど確認をしている場合は給与として課税しなくても差し支えありません。

研 修 予 定

日	時	研 修 内 容	場 所	講 師	参 加 費
今月のテルモ経営研究会はお休みします。					

加藤輝守税理士事務所は、中小企業経営力強化支援法に基づく

経営革新等支援機関に認定されました！！

経営革新等支援機関から支援を受けるメリットとして…

- ①信用保証協会の保証料の引き下げ
 - ②低金利での融資制度
 - ③各種補助金制度
 - ④商業・サービス業等投資減税制度
- などが挙げられます。ぜひご活用ください。

お客様をご紹介ください

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、
企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

◇◆◇ おもしろ雑学 ◇◆◇

「頑固一徹」



正しいか否かは別にして、頑なで何でも強引に押し通してしまう人はどこにでもいますが、「頑固」で「一徹」となるとどうでしょうか？

斉藤道三の優れた家臣の一人、稲葉一鉄が語源と言われていますが、特に晩年は孤独で、より「頑固」で「一徹者」だった。とか？

(担当：斉藤)



休日カレンダー

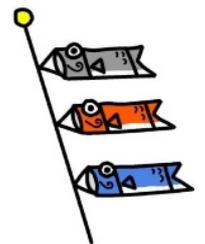


5月(皐月) M a y

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

・ 網掛けの日が当事務所の休日です。

(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)



5月の税務

- 5月10日 平成28年4月分の源泉所得税・住民税の納付
- 5月31日 平成28年3月決算法人 法人税等・消費税等確定申告・納付
平成28年9月決算法人 法人税等・消費税等中間・予定申告・納付
平成28年12月、6月決算法人の消費税の中間申告、納付
所得税確定申告税額の延納届出による延納税額の納付
5月決算法人の消費税等各種届出書提出

◆◆ 職員雑記 ◆◆

5月はたくさんのこいのぼりが空を泳ぐ時期ですね。弁天岩にかかるこいのぼりが風になびく様子はとても綺麗ですよ！いつもは通りがかりに見るだけですが、今年はゆっくり眺められたらな～と思います。そして柏餅も忘れてはいけませんね！(笑)
目で、舌で、5月を楽しみたいと思います。

< 花 水 >